

# 沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱

制 定 平成27年3月31日付け農計第2236号

最終改正 令和4年10月12日付け農計第716号

(趣旨)

第1条 知事は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を図るため、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日27生産第2855号農林水産省生産局長通知及び平成28年4月1日27農振第2219号農村振興局長通知）に基づく補助金の交付等に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村及び沖縄県多面的機能保全推進協議会（以下「推進組織」という。）に補助金を交付するものとする。その交付に関しては、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第2条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表1及び2に定めるとおりとする。

(相互流用の禁止)

第3条 別表1の事業の欄に掲げる1又は2の経費と3の経費の相互間の流用をしてはならない。

(補助金の交付申請及び補助金交付決定前着手)

第4条 補助金の交付を申請しようとする市町村及び推進組織は、毎年度知事が定める日までに、補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする推進組織は、補助金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届（第1号の2様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を市町村及び推進組織に送付する。

(補助金の概算払申請)

第6条 市町村及び推進組織は、補助金の概算払を受けようとするときは、各四半期ごとに補助金概算払請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業内容及び経費の配分の変更)

第7条 市町村及び推進組織は、補助金事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な変更を除く)しようとするときは、変更(中止又は廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、別表1の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

(完了予定日の変更)

第8条 市町村及び推進組織は、補助金事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金事業の遂行が困難となった場合においては、補助金事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助金事業の遂行が困難となった理由及び補助金事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 市町村及び推進組織は、補助金の交付決定を受けた年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、遂行状況報告書(第4号様式)を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、第6条に定める概算払請求書をもって代えることができる。

2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村及び推進組織に対して事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条に基づく実績報告については、補助金の交付の決定のあった年度の3月31日までに第5号様式により実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第11条 知事は、前条に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村及び推進組織に通知する。

2 知事は、市町村及び推進組織に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内(ただし、市町村及び

推進組織が、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が定める日以内とすることができる)とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(決定の取り消し)

第12条 知事は、次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町村及び推進組織が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 市町村及び推進組織が、補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町村及び推進組織が、補助金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の精算払請求)

第13条 市町村及び推進組織は、補助金の精算払を受けようとするときは、事業補助金精算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限及び管理)

第14条 規則第20条第2号の規定に基づく知事の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とし、その処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は推進交付金交付等要綱第22第2項に定めるところによる。

- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。なお、前項に定める財産については、処分制限期間内において、知事の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（第7号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業の効率的推進)

第15条 市町村及び推進組織は、本要綱の補助金事業に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

(証拠書類等の保管)

第16条 市町村及び推進組織は、事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第17条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所管の農林水産振興センター又は農林土木事務所を経由しなければならない。

附則

この要綱は平成27年4月1日より施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は平成28年4月1日より施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は令和3年4月1日より施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は令和4年10月12日より施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。ただし、第9条第1項については、施行日以降より適用するものとする。